

# 姫路市 無電柱化推進計画

令和3年3月



姫路市



## はじめに

道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている箇所もあり、また、地震などの災害時には、建物倒壊等により2次被害を受け、倒壊した電柱等が緊急車両等の通行などの妨げとなることが予想されていることから、防災や安全、景観等の観点から無電柱化への意識が高まっております。

このような現状に鑑み、国では災害被害の拡大防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、無電柱化法）」が平成28年に成立、施行されました。その中で、国の無電柱化推進計画及び都道府県の無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画を策定するよう努めなければならないと規定されております。また、兵庫県では平成31年（2019年）3月に「兵庫県無電柱化推進計画」を策定して、今後5年間に兵庫県が進める無電柱化の基本的な方針や整備目標、施策等を公表しました。

以上の背景を受けて、姫路市においても、道路管理者や電線管理者、地域住民などの関係者が連携して姫路市内の無電柱化を推進していくため、市事業を中心とした今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めた無電柱化法第8条に基づく市町村無電柱化推進計画を策定するものです。





# 目次

<b>1. 姫路市無電柱化推進計画の目的</b> .....	<b>1</b>
1) 目的	
2) 位置付け	
<b>2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針</b> .....	<b>2</b>
1) 姫路市における無電柱化の現状	
2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢	
3) 無電柱化の対象路線	
<b>3. 無電柱化推進計画の期間と無電柱化の推進に関する目標</b> .....	<b>5</b>
1) 計画期間	
2) 整備目標	
<b>4. 無電柱化の推進に向けた施策等</b> .....	<b>6</b>
1) 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	
2) 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	

## 1. 姫路市無電柱化推進計画の目的

### 1) 目的

姫路市無電柱化推進計画は、市民、事業者等の理解と協力の下、災害被害の拡大防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、市事業を中心とした今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

### 2) 位置付け

本計画の策定にあたっては、国が策定する「無電柱化推進計画」や「兵庫県無電柱化推進計画」を基本とし、姫路市総合計画や姫路市都市計画マスタープランなどを踏まえた計画とします。

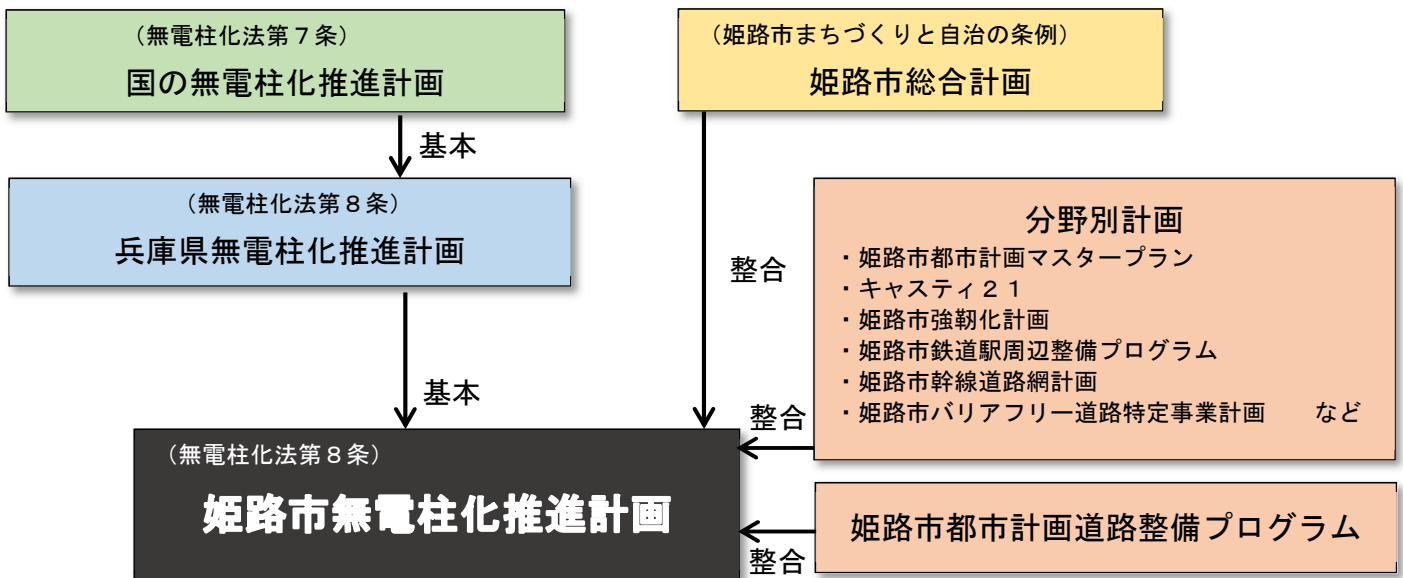


図 1.1 姫路市無電柱化推進計画の位置付け

## 2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 姫路市における無電柱化の現状

姫路市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による無電柱化が進められており、令和3年（2021年）2月末現在、約31kmの無電柱化が完了していますが、姫路市の無電柱化率としては約1%と兵庫県の無電柱化率約3%と比較して低い数字となっています。現在、姫路市の事業中路線を合わせても約1.3%であり、新規路線の無電柱化事業を推進する必要があります。

また、毎年約300万人が訪れる観光地である姫路城周辺地区においては比較的無電柱化が進んでいますが、そこから少し離れると電柱・電線が歴史的な景観の風情を損ねており、無電柱化を求める声が高まっています。

表 2.1 姫路市内の道路延長と無電柱化の状況

令和3年2月末現在

	道路延長	無電柱化完了延長		無電柱化事業中延長		無電柱化完了+事業中延長	
	(km)	(km)	(%)	(km)	(%)	(km)	(%)
市道	2,528.33	20.57	0.8	3.69	0.1	24.26	1.0
国道+県道	473.56	10.24	2.2	4.27	0.9	14.51	3.1
合計	3,001.89	30.81	1.0	7.96	0.3	38.77	1.3



【整備前】

無電柱化



【整備後】

図 2.1 北部中濠線整備前後（姫路城周辺地区）

## 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

本市における無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めていますが、今後は生活道路も対象に無電柱化を行っていきます。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により姫路市の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとします。

## 3) 無電柱化の対象路線

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要です。そのため、以下の路線について優先的に無電柱化を推進する路線として、取り組みを進めます。

なお、国道、県道等の姫路市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請します。

### 【今後優先的に無電柱化を行うべき路線】

現在事業中や具体的に計画している路線に加え、以下の観点に基づき無電柱化を推進します。

#### ① 防災機能の強化・向上

地震や津波、台風等の自然災害時に電柱の倒壊による道路閉鎖を防ぎ、避難や救助活動、物資輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路<sup>※1</sup>や防災拠点、避難所等へのアクセス道路、災害被害の拡大防止を図るために必要な道路などの無電柱化を推進します。



図 2.2 倒壊した電柱による道路閉塞

(出典：国土交通省ホームページ)

※1 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。



## ② 安全で安心な歩行者・自転車の通行空間の確保

多くの人々が集中する駅や公共施設の周辺は歩行者が多く、歩道内の電柱は安全で円滑な通行を妨げる恐れがあります。また、歩道のない狭い道路においても路肩部を通行する歩行者が電柱を避けるため車道に飛び出すなど危険な行動となることもあります。そのため、駅周辺などのバリアフリー化が必要な道路、学校周辺の通学路など、歩行者と自転車の安全な通行の確保のために必要な道路の無電柱化を推進します。



図 2.3 路肩に設置された電柱による通行阻害

## ③ 良好な景観の保全と形成

電柱や電線により美しい景観が損なわれてしまう場合もあるため世界遺産、日本遺産、都市景観形成基本計画などに位置付けられた地域などの周辺道路で、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進します。



図 2.4 無電柱化による良好な景観形成

### 3. 無電柱化推進計画の期間と無電柱化の推進に関する目標

#### 1) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。なお、国や兵庫県が策定している無電柱化推進計画の見直しや社会情勢の変化などを的確に把握し、適宜見直しを行います。

#### 2) 整備目標

無電柱化にあたっては、必要性の高い区間から重点的に無電柱化していくことが重要です。そこで下記のとおり市事業の整備延長の目標を定め、重点的に進めます。これらの整備について、今後5箇年で約1.3kmの無電柱化を完了するとともに、約0.9kmの無電柱化の着手を目指します。

##### ① 無電柱化の完了を目指す延長

目標指標	目標値 令和7年度末時点 (2025年度末時点)	うち施策別延長		
		①防災	②安全	③景観
		無電柱化完了延長	1.3km	0.0km

※完了は電柱の抜柱までを指す

##### ② 無電柱化の着手を目指す延長

目標指標	目標値 令和7年度末時点 (2025年度末時点)	うち施策別延長		
		①防災	②安全	③景観
		無電柱化着手延長	0.9km	0.5km

※着手は設計等を含む

## 4. 無電柱化の推進に向けた施策等

### 1) 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### ① 無電柱化事業の手法

以下により、無電柱化を推進します。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定します。

#### I. 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進めていくため、電線共同溝方式の実施にあたっては、以下のとおり実施していきます。

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の低コスト手法について、国のモデル事業の実施結果を踏まえるとともに、兵庫県の実施状況も考慮しながら積極的に導入し無電柱化を推進します。

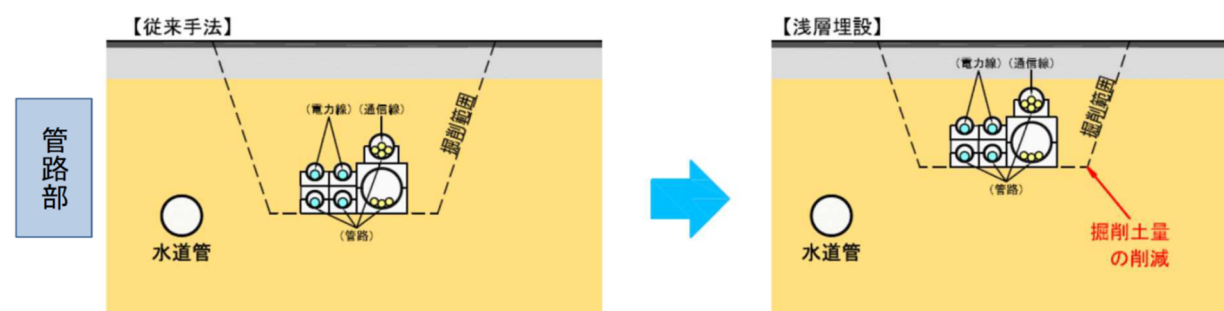


図 4.1 浅層埋設方式

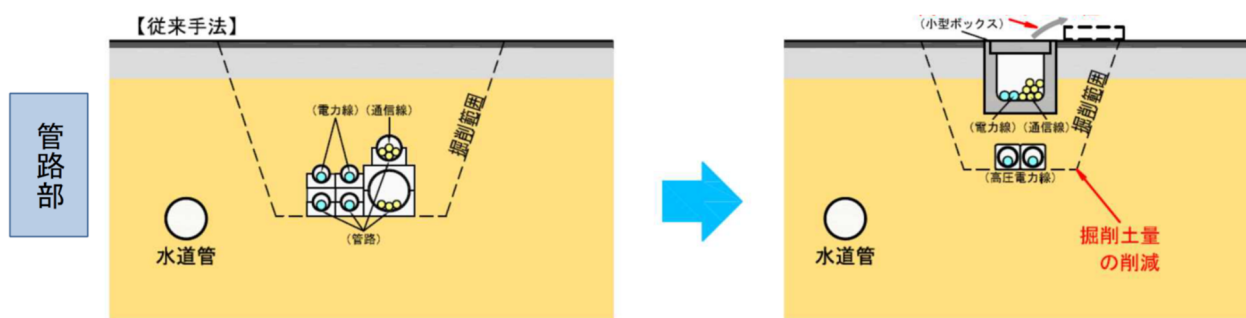


図 4.2 小型ボックス活用埋設方式

(出典：国土交通省ホームページ)

なお、電線共同溝方式の実施にあたっては、以下のとおり実施していきます。

(ア) 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業（道路の維持に関するものを除く）や市街地開発事業、その他これらに類する事業が実施される際に、これらの事業の状況を踏まえつつ、電線管理者と連携して施工時期等の調整を行い、無電柱化を実施します。

(イ) 無電柱化単独事業の実施

既存道路の拡幅改良やバイパス整備、歩道設置、バリアフリー事業等の実施に併せて無電柱化を行うほか、無電柱化を主目的とした整備（無電柱化単独事業）にも取り組みます。

(ウ) 既存ストックの活用<sup>※2</sup>

電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現します。

II. 軒下配線方式・裏配線方式

地中化によらない無電柱化の手法として、軒下配線方式や裏配線方式があり、歩道幅員が狭小な道路や歩道のない道路において、条件が整う場合は導入を検討します。本手法に関しては、地域住民との合意形成を図ったうえで実施します。

上記の事業手法のほか、必要な場合は自治体管路方式<sup>※3</sup>や単独地中化方式<sup>※4</sup>による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式<sup>※5</sup>による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援します。これらの方式に要する費用については、関係者と別途協議し決定します。

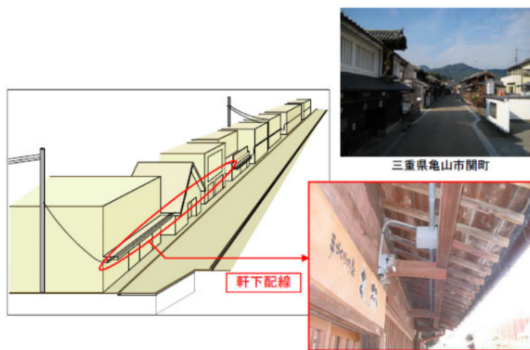


図 4.3 軒下配線方式

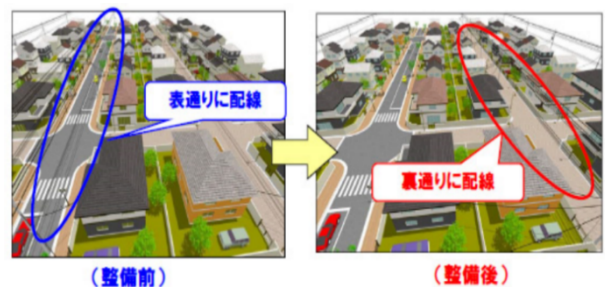


図 4.4 裏配線方式

（出典：国土交通省ホームページ）

※2 電線共同溝を構築する際に、既存施設の中で電線共同溝として利用可能な施設（柵・管路）を電線管理者から譲渡を受け、一部改造を加え電線共同溝として活用する手法。

※3 地方公共団体が管路設備を敷設する手法であり、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理する。

※4 電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法であるが、現在実施されている例は非常に少ない。

※5 各地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合に用いる手法であり、原則として費用は全額要請者が負担するものとする。



### III. 電柱移設方式

さらに、地中化によらない無電柱化のその他の手法として、歩道幅員が狭小な道路や歩道のない道路にある電柱を公共用地へ移設する手法を検討します。この手法では自然災害時における電柱の倒壊による道路閉鎖を防ぐことはできませんが、平常時における当該道路を通行する歩行者が電柱を避けるために車道に飛び出すなど危険な行動を避けることを目的とします。まずは、小学校に隣接する狭小な通学路にある電柱を学校敷地内へ移設することを電線管理者や教育委員会等と協議しながら検討します。優先的に移設すべき路線を選定するにあたっては、各小学校に隣接する道路における人身事故の発生状況や道路の状況、整備効果などを検証しながら無電柱化に取り組みます。電柱移設に要する費用については、関係者と別途協議し決定します。

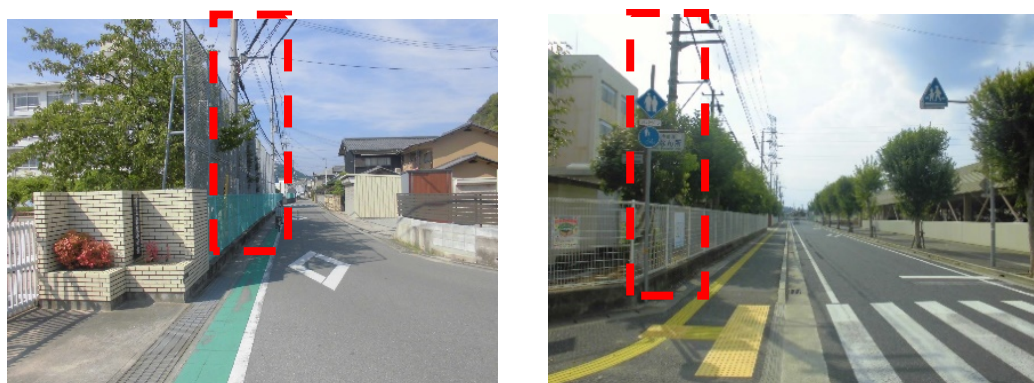


図 4.5 公共用地への電柱建柱事例

#### ② 関係者間の連携の強化

##### I. 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる兵庫県無電柱化地方部会の活用により、無電柱化の対象路線や無電柱化手法、事業実施時期等について協議、合意形成を図り、円滑な事業実施に努めます。具体の無電柱化実施箇所における課題解消に向け、必要に応じて地元関係者を含む協議会等を設置し、整備手法や地上機器の設置場所等について円滑に合意形成を図ります。

##### II. 工事時の配慮

無電柱化を実施する際、工事関係者は道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト縮減、工期短縮や民地への引込設備の集約などにより、効率的に整備するよう努めます。また、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制や既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努めます。同様に、ガスや水道の更新時等、他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程等の調整を積極的に行います。

### III. 技術開発

国等が行う、「電線を地下に埋設する簡便な方法」、その他無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査等については、県の動向を踏まえて市としての対応を検討します。

### IV. 抜柱の推進

電線共同溝等を整備し、電線類の入線後は、地上にある電線及び電柱を速やかに撤去して無電柱化の推進を図っていきます。

## 2) 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### ① 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、姫路市の取り組みについて国や他の地方公共団体との共有を図ります。

### ② 広報・啓発活動

無電柱化を実施するにあたり、無電柱化の重要性に関する住民の理解と関心を深め、無電柱化に住民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行います。

### ③ 無電柱化推進計画の見直し

本計画は「無電柱化推進計画」や「兵庫県無電柱化推進計画」の見直し、また、社会経済情勢の変化や無電柱化事業の進捗状況等を的確に把握し、進行管理を行うとともに適宜見直しを行います。

# 姫路市無電柱化推進計画

令和3年(2021年)3月 策定

発行：姫路市 建設局 道路建設部 街路建設課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

Tel (079)221-2611 Fax (079)221-2677

